

飼養衛生管理基準を守り 野生動物からの病原体の感染を防ぐ



家畜伝染病予防法の改正についての続報です。

昨年10月から家畜伝染病予防法の一部改正が完全施行となりました。この中には生産者の皆様が日常より取り組む衛生的なポイントを整理した飼養衛生管理基準も含まれます(表1)。

表1：新しい飼養衛生管理基準

1	家畜防疫に関する最新情報の把握
2	衛生管理区域の設定
3	衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
4	野生動物等からの病原体の感染防止
5	衛生管理区域の衛生状態の確保
6	家畜の健康観察と異状がある場合の対処
7	埋却地の確保等
8	感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存
9	大規模農場に関する追加措置

前号では表1の同基準の中で「衛生管理区域の設定」と「衛生管理区域への病原体の持ち込み防止」についてご紹介しました。今号では、同基準の中から「野生動物等からの病原体の感染防止」について具体的に何をするのかをご紹介します。

●「野生動物等からの病原体の感染防止」対策について
なぜ野生動物に対しても日常からの取り組みが必要なのでしょう。

下痢等の発生によって生産性を阻害するサルモネラを例に調査してみると、ビルなどの市中に生息するネズミの保菌が認められたほか、養豚場や養鶏場において捕獲したカラス、ハトでも保菌が認められました(表2)。

表2：野生動物からのサルモネラの分離報告

動物種	捕獲場所	陽性数/検査数(%)	報告者(年)
ネズミ	ビル	60/339 (7.7)	丸山ら(1999)
	ビル	17/1129 (1.5)	加藤ら(1999)
カラス	養豚場	34/42 (81.0)	篠原ら(2001)
ハト	養鶏地帯	11/114 (9.6)	杉本ら(2001)

All About Swine, 33, 20-22 (2008)より

さらに昨年の高病原性鳥インフルエンザ発生では、その発生時期の前後に全国で死亡野鳥について検査を実施したところ、全国の広い地域(16道府県26地域)において15種類の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました*。

このようにネズミだけでなく、野鳥も農場へ入り込み、病原体を媒介する可能性があることがわかっています。

そのため今回の見直しでは、農場内に入り込む可能性のあるネズミや野鳥等も含めた「野生動物等からの病原体の感染防止」対策が規定されています。

具体的には畜舎の給餌・給水設備および飼料の保管場所において、ネズミ、野鳥等の野生動物の排せつ物等の混入を防止するため、日常から給餌・給水設備や畜舎内の清掃を実施し、飲用に適した水を使用することです。

さらに家さんでは、野生動物の排せつ物等が混入する恐れのある水(ため池の水等)を飲用水として用いる場合には消毒を実施し、野鳥等の野生動物の家さん舎への侵入を防止するための防鳥ネットの設置(網目の大きさが2cm以下もしくはそれと同等の効果をもつもの)や、家さん舎屋根や壁面の都度の修繕とネズミ、ハエ等の害虫駆除も実施します。

ネズミ、野鳥等の侵入を完全に防ぐことは難しい面もありますが、ネズミについては忌避剤や殺鼠剤の使用、野鳥については野鳥避け装置等も活用しながら畜舎への侵入機会をなるべく小さくする取り組みを継続することが必要です。

皆様方の農場の衛生状態の向上を図るためにも、飼養衛生管理基準の内容を確認し、日常からの取り組みを徹底していただきたいと考えます。

なお、飼養衛生管理基準については農水省のホームページに詳細が掲載されています。また、内容についてのご不明な点は地元の家畜保健所に確認の上対応いただくようお願いします。

*出典：昨シーズン(平成22-23年度)の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に関する考察 環境省自然局